

当診療所の施設基準等にかかる掲示について

【個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書】

- ・医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。
- ・公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。
- ・明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。領収証発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無償発行しています。発行を希望されない方は会計窓口へ、その旨をお申し付けください。

【後発医薬品使用推進】

- ・医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等の適切な対応ができる体制を整備しております。
- ・なお、令和6年10月より長期収載品について「医療上の必要性があると認められない場合」（患者さまの希望による処方の場合）には、「選定療養が適用される」ことをご理解ください。（厚労省の定めた医薬品について、薬価差の一部（1/4）が自己負担となります）

【生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ】

- ・患者様の身体状態等に応じて28日以上の長期投薬を行うことについて対応が可能です。

2025年11月

公益財団法人北海道医療団 ながい内科医院 院長